

公募型提案方式参加資格決定書

芦屋市役所本庁舎北館1階カフェ運営事業者提案競技審査委員会において審議した結果、下記のとおり決定する。

令和7年9月17日

委員長 _____ 委員 _____

委員 _____ 委員 _____

委員 _____

記

- 1 件 名 芦屋市役所本庁舎北館1階カフェ運営事業者に係る行政財産目的外使用許可
- 2 種 別 行政財産目的外使用許可
- 3 許可期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
ただし、令和9年4月1日以降令和13年3月31日まで1年毎に4回更新することができる。
- 4 参加資格条件
 - (1) 本事業の趣旨に理解があり、安定した運営のできる法人及び団体
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
 - (3) 応募申込書等の提出時点で、公租公課を滞納していないこと。
 - (4) 現に、又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準（昭和61年芦屋市基準）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (5) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。

以 上